

**【大学院】新型コロナウイルス感染症対策に伴う入学者選抜の配慮について**  
**—試験実施上の感染予防対策（ガイドライン）—**

2021(令和3)年6月4日付け、「令和4年度大学入学者選抜実施要領」(3文科第284号 文部科学省高等教育局長通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に伴う入学者選抜の試験期日及び試験実施上の配慮を以下のように行います。

1 試験期日の配慮

- (1) 2022年度大学院入学試験は予定通り実施します。試験日程や出願資格等については2022年度大学院案内・募集要項を確認して下さい。
- (2) 複数回の実施を予定している入学者選抜区分(修士課程Ⅰ期～Ⅲ期、特別研究生Ⅰ・Ⅱ期)の試験について、最後の試験回ではない場合には、新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、追加の受験料を徴収せずに、希望する別日程への受験の振替を可能とします。なお、最後の試験回の場合および、博士後期課程は、受験料を返金します。
- ※ 濃厚接触者に該当する受験生については、原則別日程への受験の振替としますが、最後の試験回および、博士後期課程の場合は、入試課までお問い合わせをお願いします。

2 試験実施上の配慮

- (1) 新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況により、募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施することがあり得る場合には、変更について決定され次第、ホームページ等を通じてお知らせします。なお、緊急を要する場合には、既に応募された方に対して個別に通知します。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、対面での実施ができない場合には、オンラインによる実施等を検討し、決定次第、受験生にお知らせします。オンラインでの実施に当たっては、ICT利用環境の差異や技術的な不具合の発生等により特定の入学志願者が不利益を被ることのないように配慮します。

3 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況により、募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施することがあり得る場合には、変更について決定され次第、ホームページ等を通じてお知らせします。
- (2) 本学の入学者選抜の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」は2021(令和3)年6月4日付け、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した実施ガイドライン」に基づき、別表のとおり、感染予防対策等を行います。
- (3) 新型コロナウイルス等の今後の状況に対応し、文部科学省により「令和4年度大学入学者選抜実施要項」の見直しが行われた場合には、これに基づき、試験期日等を改めて検討します。

## 別表『試験実施上の感染予防対策（ガイドライン）』

高千穂大学の入学者選抜の実施に当たっては、令和3年6月4日付け「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施ガイドライン」(入学者選抜協議会)に基づき、以下の感染予防対策等を行います。全ての受験生が安心して受験できる環境を確保していくために、次の各事項についてご理解とご協力をお願いします。

### 1. 出願後、試験前日まで

#### (1) 自主検温及び医療機関での受診

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い体調の変化の有無の確認を行ってください。

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生は予め医療機関での受診を行ってください。

(参考) 受験生のみなさんへ ～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～

[https://www.mext.go.jp/content/20201218-mext\\_daigakuc02-000005144\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201218-mext_daigakuc02-000005144_1.pdf)



#### (2) 受験できない方

新型コロナウイルスに罹患し、試験日までに医師が治癒したと診断していない方や、試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた方は受験できません。

また、海外から日本に入国して受験する場合、受験生は防疫対策として要請される事項に基づき行動することから、入国後の待機期間中は受験できません。

#### (3) 受験の振替等の相談

試験前日までに、上記(2)に該当する方に加え、次に該当する場合は、当初予定していた日程から次回試験日への振替等について相談しますので、入試課までご連絡下さい。

また、受験票到着後(試験日の4日前～前日の間)、大学より志願票登録電話番号へ連絡し健康確認をさせていただきます。

なお、濃厚接触者に該当するとされた方は、原則別日程への受験の振替としますが、最後の試験回の場合は、入試課までお問い合わせをお願いします。

【問合せ先】高千穂大学 入試課 ☎0120-012-816 (直通)

- ・ 継続して37.5度以上の発熱がある場合
- ・ 味覚・臭覚の異常がある場合
- ・ 過去14日間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ・ 同居者に肺炎症状の疑いがある場合

#### (4) 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとして基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけてください。

※次ページへつづく

## 2. 試験当日、高千穂大学の試験会場（試験室）での対応

(1)志願者数により入試区分毎(一般、社会人、外国人留学生)に控室・試験室を分け、試験会場全体の定員を減じます。
(2)監督者、評価者（面接試験担当者）、誘導スタッフを含めた全員がマスクを着用します。
(3)各会場では窓開けとエアコンや換気扇を併用し、十分な換気を行います。
(4)控室や試験室（集合場所、筆記試験会場）では受験生間の間隔を前後・左右間隔1メートル程度確保した座席配置とします。なお、控室や試験室へは入退出を行うごとに、手指消毒義務付けます。
(5)面接（口述試験）室では面接官との間隔を3メートル以上確保した配置とし、十分な感染予防対策（アクリル板の設置等）を実施します。面接は、換気・消毒作業のため、一定の時間を空けて行います。なお、面接室内の窓は換気のため常時開放します。
(6)マスクの着用の義務付け、写真照合時の確認 ・発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では昼食時を除きマスク着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けます（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ入試課までご相談ください）。また、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えてください。 ・試験時間中（面接試験、筆記試験）も常時マスク着用をお願いしていますが、写真照合が極めて困難な場合は監督者からの指示に従ってマスクを一時的に取り外してください。 (参考)正しいマスクの付け方（厚生労働省HPより） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf</a> <a href="https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4">https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4</a>
(7)検温、体調不良者への対応 試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、申し出てください。また、37.5度までの熱はないものの、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、頭痛、味覚・臭覚の異常、咳・咽頭痛、下痢や嘔吐の症状がある場合、その旨を誘導スタッフへ申出てください。症状により保健室での休養、別室受験の対応、次回試験日への振替等をお願いする場合があります。
(8)服装、昼食 試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参してください。試験会場で食堂の営業等はありませんので、昼食を持参し、自席で食事をするようにしてください。また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用してください。
(9)受験生の付き添い 感染拡大防止の観点から受験生本人以外の上場は極力お控えください。ただし、受験生への付き添いが必要な場合は事前に入試課まで連絡をお願いします。許可となった場合は、受験生と同等の感染予防をお願いしますこととなります。

※次ページへつづく

### 3. その他

(1)今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施することがあります。また、上述の内容についても変更になる場合には、ホームページ等を通じてお知らせします。

(2)試験日の振替が可能な選抜では、学校保健安全法に定められた感染症や試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由による場合も対象となります。詳細は入試課までお問合せください。

【問合せ先】高千穂大学 入試課 ☎0120-012-816 (直通)

(3)新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるサービスです。通知を受けたことが濃厚接触者であることを意味するものではありませんが、該当する場合には検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができますのでご活用ください。